

令和 8 年度
「東日本大震災復興フォーラム」開催業務

業務仕様書

東日本大震災復興フォーラム実行委員会
(事務局：岩手県復興防災部復興推進課)

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、東日本大震災復興フォーラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する令和8年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、実行委員会が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

- (1) 東日本大震災復興フォーラム（以下「復興フォーラム」という。）は、首都圏において被災地域の復興状況や取組等について情報発信を行うことで、東日本大震災の風化防止及び被災地に対する継続的な支援を呼びかけるとともに、これまでの支援に対する感謝を伝え、被災地域の伝承の取組と各県の魅力を発信することで、関心を持ち続けてもらうことを目的とする。
- (2) 首都圏と被災地との“つながり”を強めることにより、首都圏に対する情報発信及び継続的な支援の呼びかけの効果を高めつつ、交流人口拡大に資することを目的とする。

2 本業務の概要

- (1) 業務の名称
令和8年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務
- (2) 主催
東日本大震災復興フォーラム実行委員会
- (3) 委託期間
委託契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- (4) 行事名称・テーマ
○ 行事名称：東日本大震災風化防止イベント～復興・その先へ2027～
○ テーマ：震災の風化防止や支援継続の呼びかけ、復興支援への感謝の発信
- (5) 業務概要
ア リアルイベントの企画立案・実施
イ 特設サイトの開設・管理・運営
ウ 実行委員会SNSでのハッシュタグキャンペーン等の企画立案・実施
エ イベント広報の実施及び問合せ対応
- (6) 委託上限額
17,473千円（消費税及び地方消費税込）
ただし、上限額での契約を保証するものではない。

3 本業務の内容（仕様）

1の目的の達成のため、下記の内容を踏まえた企画を提案・実施すること。

(1) リアルイベントの企画立案・実施

ア 開催期間

令和9年3月11日（木）及び12日（金）の11時から20時まで

令和9年3月13日（土）及び14日（日）の11時から18時まで

※ 設営・撤去時間は上記に含まない。

イ 会場

- ・ 汐留シオサイト（東京都港区東新橋 1－5－25）イベントスペース
- ・ 実行委員会が既に確保している会場（使用料無料）を使用すること。
- ・ 光熱水費及び会場に付帯する器具（椅子、机、映像設備等）を使用する場合の使用料並びに付帯設備機器操作を会場の担当者が行う場合の人件費は、契約金額に含むこと。
- ・ 会場内の看板・電気配線等の施工・工事については、会場管理者（一般社団法人汐留シオサイト・タウンマネジメント）の指示に従うこと。
- ・ 設備・利用料金等の詳細や施工・工事に係る指示事項は、直接、会場管理者へ確認し、必要な費用を計上すること。

ウ 入場料

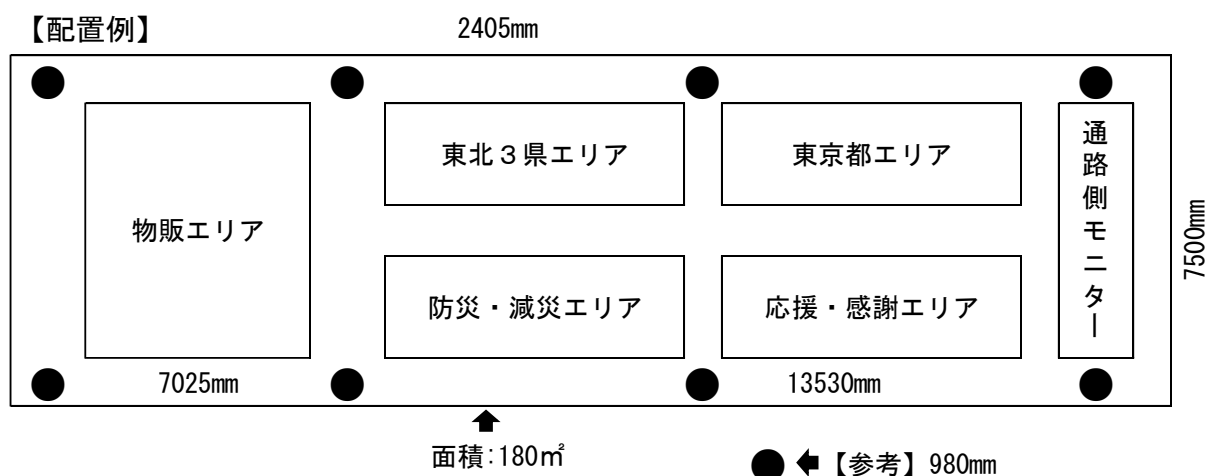
無料

エ 目標来場者数

1,400 人／日

オ イベントの構成

- ・ 下記配置例を参考に、スペース内に下記 5 エリアを設け、復興情報や支援への感謝の発信を実施することとし、来場者動線に配慮した配置・造作を提案すること。
 - (ア) 応援・感謝エリア
 - (イ) 防災・減災エリア
 - (ウ) 東北 3 県（岩手県、宮城県、福島県）エリア
 - (エ) 東京都エリア
 - (オ) 物販エリア
- ・ イベントスペースが駅等の通路に位置していることから、各エリアの配置に当たっては、被災された方の心情に配慮し、津波等の写真等が通路等を通行される方の目に予期せず触れることが極力ないよう、配置場所に配慮すること。



カ 各エリアでの実施内容

(ア) 必須事項

エリア	内 容
通路側モニター	① モニターの手配 ・ 大きさは120インチ以上とし、より多くの通行人が見込める場所へ設置すること。 ② 岩手県、宮城県及び福島県が主催する追悼式等(以下「追悼式等」という。)の放映 ・ 3月11日の該当時間には、追悼式等の中継を放映すること。 ③ 各都県が提供する動画の放映
応援・感謝エリア	・ メッセージボードを掲出し、来場者が被災地へのメッセージを書き込めるようにすること。 ・ 実行委員会が提供する素材データを基に、東北3県知事が共同で復興支援への感謝や風化防止を呼び掛けるメッセージパネル(B1サイズ)を作成し、エリア内に掲出すること。 ・ モニター1台と椅子を設置すること。 ・ 上記モニターにおいて、各都県が提供する動画を放映すること。 ・ 3月11日の該当時間には、追悼式等の中継を放映すること。 ・ 東京都が提供する素材データを基に、東京都知事が復興支援への想いや来場者への感謝を伝えるメッセージパネル(B1サイズ)を作成し、エリア内に掲出すること。
東北3県エリア	・ 実行委員会が提供する素材データを基に、岩手県、宮城県及び福島県の被害状況をまとめたパネルを作成し、展示すること。パネルについては、東日本大震災から16年の復興の歩みを踏まえた内容とすること。 ・ 実行委員会が提供するパンフレット・チラシ等を配架すること。また、来場者がパンフレット等を入れるための持ち帰りバッグを1,300枚用意すること。 ・ 3月12日～14日の3日間については、東北3県の語り部が来場し、1日当たり複数回の講話を行うこと。語り部への謝金、旅費、講話に必要な機材等は契約金額に含むものとする。 なお、語り部の手配に当たっては、実行委員会の人選の相談に応じることが可能である。 ・ 上記講話を行う語り部については、下記物販エリアの「各県DAY」で掲げる県に所在する者としてすること。
東京都エリア	・ モニター1台を設置し、東京都が提供する素材データを基に、東京都の被災地支援等の取組を紹介する動画を放映すること。 ・ 3月11日の該当時間には、追悼式等の中継を放映すること。 ・ 東京都が提供する素材データを基に、東京都の被災地支援等の取組を紹介するパネルを作成し、展示すること。

エリア	内 容
	- 東京都が提供するVR視聴体験を実施すること。 - 東京都の福島県産水素活用事業のPRをすること。
物販エリア	- 東北3県の県産品（酒類を含む）を販売すること。 3月12日～14日の3日間については、東北3県のうち特定の1県に関する販売を強化する「各県DAY」を実施すること。 「各県DAY」については、東北3県の各県が少なくとも1回以上該当すること。 ※ キ「物販エリア運営」も参照のこと。
著名人の活用	著名人を活用し、イベント趣旨を周知するとともに、より多くの来場者を確保するための方策を立案すること。

(イ) 提案事項

エリア	内 容
応援・感謝エリア	- 東北地方に関心を持ってもらうとともに、被災地訪問の動機づけとなる展示内容及び動画を企画し、提案すること。 (例) 各県の震災伝承施設や観光情報の紹介、各県PR映像の放映等
防災・減災エリア	- 来場者の防災・減災意識向上につながり、子どもでも楽しみながら学べる展示内容を企画すること。 (例) 防災・減災グッズの展示及び体験、防災・減災に関するクイズやゲーム、クイズ・ゲーム参加者へのノベルティ配布等
東北3県エリア	各県の被災状況及び復興状況を知ることができる展示を各県の伝承館と連携するなどして、企画すること（例：写真パネル展、被災物の展示等）
東京都エリア	- VR視聴体験等を通行人等にPRする内容を提案すること。 (例) VR視聴可能映像のPRパネル掲示等
物販エリア	- 都内の各県アンテナショップで通常販売していない限定品の販売など、来場の動機づけとなる企画を提案すること。 (例) ご当地パン、ご当地スイーツの販売 等
著名人の活用	- 風化防止イベントという趣旨を広く周知するとともに、会場への来場を促すため、3県にゆかりのある、又は被災地への復興支援を継続して行っている（行った）著名人を活用した企画を提案すること。 (例) 著名人の来場（併せて当該著名人の写真付きメッセージをパネル等で掲出）、著名人によるメッセージ動画の作成・会場モニターでの放映、またはこれらを複数組み合わせた企画 等 ※1 著名人は、候補者を複数人提案し、実行委員会と協議して決定すること。 ※2 内容については、被災地への思いや復興支援の継続の重要性を訴えるものとする。 ※3 メッセージ動画を作成する場合は、以下を踏まえるこ

エリア	内 容
	と。 a 字幕を付けるなど、アクセシビリティに配慮すること。 b 特設サイト（令和9年2月1日～）、実行委員会公式SNS（令和9年2月1日～）等、実行委員会が指定する他媒体にも掲載すること。出演いただく著名人を選定する際、これらの出演・掲載に関しても予め承諾を得ること。
その他	・ イベントの趣旨が通行人に伝わるよう、展示にはキャプションを付けるなど、表示を工夫すること。

キ 物販エリア運営

- ・ 物販エリアでの販売品について、受託者は手数料を徴収せず、販売額から決済手数料・振込手数料等の必要経費を差し引いた全額を、各仕入元に支払うこととする。
- ・ 什器の陳列については、物販エリアを効率よく使用する設計とし、その設計図面については、業務開始前に実行委員会と協議し同意を得るものとする。
- ・ 什器下段には、商品のストックを収納できるようにするなどの工夫をすること。
- ・ 必要に応じて冷蔵・冷凍庫及びストッカーを用意すること。

なお、台数については、レイアウトや冷蔵の商品数等を考慮し実行委員会と協議して決定する。

- ・ レジスターを2台用意し、レジ登録を行うこと。
 なお、消費税軽減税率制度に対応できるものとする。
- ・ レジスターは、日本国内で使用される大手クレジット会社3社以上、交通系マネー等の電子マネー、二次元コード決済等のキャッシュレス対応が可能なレジシステムを用意すること。併せて、レジシステムの使用に必要なインターネット環境を整備すること。
- ・ 本業務完了後に作成する報告書には、東北3県の各県別・販売日別の売上金額を盛り込むこととし、当該データを収集するために必要な措置を講じること。
- ・ 対応可能なクレジット会社及び交通系マネーの電子マネーや二次元コード決済等については、その旨の表示を行うこと。
- ・ レジ台や買い物かご等、レジ対応に必要なとなる備品を用意すること。（備品には、レジ袋等の消耗品を含めることとする）
- ・ レジに並ぶ客の列が、展示を見る来場者の妨げにならないような配置とすること。
- ・ 個々の商品について、プライスカード、ポップ等を大きく見やすく設置すること。設置の際は、簡単に外れないように、必要な処置を施すこと。
- ・ 設置するプライスカード、ポップ等のデザイン・内容等は、実行委員会と事前に相談すること。
- ・ 常駐の販売員2名以上を配置し、販売品などに係る各種調整は受託者が行い、実行委員会と相談の上、決定すること。
- ・ 実行委員会が会場施設内（物販エリアと同フロア）に確保している商品などを保管するバックヤードのスペースはW1,800×D8,000で、電源は100V 2Kw 2口コンセント2箇所が使用可能であるが、スペース等が不足する場合は受託者において別途確保すること。

- ・ 設計図面にに基づき、冷蔵・冷凍庫及びショーケース、スポットライト及び各種サインの設置に必要な電気設備工事を行うこと。ただし、工事に当たっては、施設管理者の指示等に従うこと。

なお、電気使用料金については、契約金額に含むものとする。

- ・ 保健所、税務署、消防署など出展に際し必要な申請手続を行うこと。なお、申請に際し費用が発生する場合、その費用は契約金額に含むものとする。
- ・ 必要に応じて消火器を用意すること。
- ・ その他、詳細は実行委員会と調整の上、最終決定すること。

ク 準備・設営・撤去

- (ア) 関係機関（出演・出展者、会場管理者及び関係官公署等一切）と十分調整の上、準備・設営・撤去を行うこと。
- (イ) 会場設営・撤収に当たっては、施設の規程及び指示等を遵守し、既存の建物及び設備などに損害を与えないよう細心の注意を払うとともに、万一事故や器物の破損等を生じせしめた場合には、受託者の負担で弁済等を行うこと。
- (ウ) 来場者の便宜に資するよう看板や案内サイン等を設置すること。
- (エ) 展示品の設置に当たっては、地震や来場者との接触により破損することがないように、十分な措置を講ずること。

ケ 当日の運営（全般事項）

- (ア) イベント遂行に必要な人員を配置し、会場管理者及び実行委員会イベント担当者と連携・協力して円滑な運営及び来場者の誘客を行うこと。より多くの方に来場いただけるよう、積極的に声掛けや案内を行うこと。
 - (イ) 夜間の期間における必要な時間帯について、会場管理者と調整の上、必要に応じて警備員を配置するなど、設営物品の盗難防止等を行うこと。
 - (ウ) 開催期間中（設営及び撤去期間を含む）の来場者等の安全確保を行うこと。
 - (エ) アンケートを実施し、回答者にはノベルティ等を配付すること。
- なお、アンケート内容については、実行委員会と協議すること。

コ イベント保険への加入

下記に挙げる保険を含むイベント保険（来場予定者数 1,400 人／日×4 日間）に加入すること。なお、保険加入に要する経費は契約金額に含む。

- (ア) 会場施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備（会場側に重大な過失がある場合を除く）、若しくはイベント運営上のミス等により、観客など第三者の身体を害し、又は財物に損害を与えたことにより受託者が負担する法律上の賠償損害に対する保険
- (イ) 観客がイベント会場でケガをした場合発生する損害に対する保険
- (ウ) 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、イベント用機材、展示品等について生じた損害に対する保険

サ 感染症対策

イベント開催前の感染症の流行状況等に応じて、実行委員会と協議し、会場内への消毒液の設置等、必要な感染症対策を講じること。また、今後の感染症の流行状況等に応じて、本

業務内容の変更等の可能性があること。

(2) 特設サイトの開設・管理・運営

ア 開設期間

令和9年2月1日（月）から3月14日（日）まで

イ 特設サイトの内容

(ア) 掲載事項

- ・ リアルイベントの開催日時、場所、SNSキャンペーンの案内等、広報のため必要な情報
- ・ リアルイベント通路側モニターで放映する著名人メッセージ
- ・ リアルイベント応援・感謝エリアに掲載する3県知事共同メッセージ文及び東京都知事メッセージ文
- ・ 下記(3)エの提案内容
- ・ 震災伝承施設・団体HP、東北3県観光情報HP等、実行委員会が指定する関連サイトへのリンク
- ・ その他、実行委員会と協議の上、必要と認められた事項。

(イ) パソコン及びスマートフォンでの利用を主な形態とし、利用形態の閲覧に適切な構成とすること。

ウ 特設サイトの制作、管理、運営

特設サイトの管理、運営については、動画等の配信作業やサーバの運用等も含めて受託者が行うこと。

なお、特設サイトの制作、管理、運営に係る費用はサーバ費用等を含め全て契約金額に含まれるものとする。

エ 特設サイトの安全性について

特設サイトの安全性に十分留意すること。

(不正アクセス、ウェブサイトの改ざん等の防止、情報漏洩対策など)

(3) 実行委員会SNSでのハッシュタグキャンペーン等の企画立案・実施

ア 開催期間

令和9年2月1日（月）から3月14日（日）まで

イ 媒体

- ・ 実行委員会公式Instagram（既存のものを使用すること）
- ・ 実行委員会公式X（既存のものを使用すること）

ウ 目標応募者数

合計2,000人

エ 内容

- ・ Instagram、X及び特設サイトを連動させたSNS企画を提案すること。InstagramとXに加え、その他のSNS（Facebook等）の活用についても提案すること。当該SNSについての取扱いも本仕様書におけるInstagram及びXに準ずるものとする。

（例）SNSを活用したフォトコンテスト

- ・ 「東北の魅力」等のテーマを設け、当該テーマを端的に表現するハッシュタグを設定した上で、フォトコンテストを実施。
- ・ 抽選で入賞者（合計50人以上を想定）を選定し、賞品（東北3県の県産品。受託者が準備のこと）を提供。

オ リアルイベント会場内での周知

3(1)リアルイベント会場内において、SNS企画の周知を行うこと。

(4) イベント広報の実施及び問合せ対応

ア 広報戦略の立案及び実施

- (ア) イベントへの集客目的で使用する広告画像を企画、作成すること。
- (イ) 世代ごとのターゲットに合わせた広報媒体、広報手法を選定し、上記(ア)で作成した広告画像等をもとに、集客案を企画・実施すること。
- (ウ) 企画に当たっては、プロモーション効果が最大となるよう工夫するとともに、遵守すべき各種規程等を事前に調査し、それらを踏まえること。また、必要な各種申請手続等、一切の業務を行うこと。
なお、最終的には、受託者と実行委員会が協議した上で、広告手法を決定する。
- (エ) 本業務完了後に作成する報告書に以下の内容も含めることとし、当該データを収集するために必要な措置を講じること（タグの埋込等）。
 - 掲載媒体、掲載媒体を選択した趣旨、掲載期間、表示回数、クリック数等
 - その他実行委員会が必要としたデータ

イ ポスター及びチラシの作成・配布

- (ア) ポスター及びチラシを作成・印刷すること。
 - ・ 2(4)を踏まえたキャッチコピーを提案し、実行委員会の同意を得て、行事名称とともに、ポスター及びチラシに掲載すること。
 - ・ ポスター及びチラシには、3(1)リアルイベントに関する内容、3(2)特設サイトに関する内容及び3(3)SNS企画に関する内容を掲載すること。

【作成部数】

- ・ ポスター：B1判・縦、コート紙、片面フルカラー、220部
- ・ ポスター：B2判・縦、コート紙、片面フルカラー、800部
- ・ ポスター：B3判中吊り・横、コート紙、片面フルカラー、3,040部
- ・ チラシ：A4判・縦、コート紙、両面フルカラー、14,000部
- (イ) ポスター及びチラシは、12月中に校了し、実行委員会が復興フォーラム開催をプレス発表する日の1週間前（予定日 令和9年1月下旬）までに納品すること。
- (ウ) ポスター及びチラシの配布は、実行委員会が作成する配布計画（100箇所程度（別紙）を想定）に基づいて発送し、掲示及び配布を依頼すること。また、受託者による発送先

の追加提案を妨げないものとする。

- (エ) B1判ポスターについては、東京メトロ駅構内に以下条件で掲出を予定（掲出時期・期間については別途実行委員会で調整）していることから、必要な経費を見込むこと。

※ 掲出期間は1週間を想定。東京メトロにおける掲出作業料として140千円（税別）を見込むこと。

- ・ 掲出枚数は、160枚であること。
- ・ ポスターの右下又は左下部分に「承認：東京メトロ」を記載したシールを貼付すること。

なお、この際、シールのサイズは縦1.5cm×横5cm以上とし、フォントはHG Gothic Mとすること。

- (オ) ポスター及びチラシには特設サイトの二次元バーコードを掲載すること。

- (カ) SNS広報用の9:16及び16:9の画像データを作成すること。

ウ 公式SNSでのイベント情報の発信

実行委員会公式Instagram、X（旧Twitter）及び受託者提案に係るSNSの運用に当たっては、SNS企画の開催の告知のほか、リアルイベント開催前・開催中にイベント情報等を定期的に投稿すること。

エ 問合せ対応

- (ア) 復興フォーラム、実行委員会SNSでのキャンペーン、広告に関する各種問合せに対応すること。問合せに対しては、分かりやすく、丁寧かつ真摯に取り組むこと。

- (イ) 問合せ先は、上記(4)イで作成するポスター及びチラシに明記すること。

(5) 記録・報告書の作成

ア 来場者数等の把握

リアルイベント来場者数及びSNS企画の応募数、特設サイト及びSNSのアクセス数、県別の物販エリア売上金額等を集計すること。

イ アンケートの集計・分析

本事業の効果分析等を行うため、来場者アンケートの集計・分析を行うこと。

ウ 報告書の作成・印刷

当日の写真、来場者アンケートの集計・効果分析等を掲載した報告書（A4判、写真はカラー）を作成し、電子データで提出すること。

(6) 全般事項

- ア 受託者は、本業務の趣旨を理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置し、実行委員会と十分協議しながら業務を進めること。

なお、本業務に関わる責任者及び担当者については、契約締結後速やかに書面にて報告すること。

イ 受託者は、開催概要、運営体制、会場運営計画・マニュアル及び来場者動線・工程（タイムスケジュール）、集客計画、印刷物制作計画など本業務遂行に必要な計画を策定し、実行委員会と詳細な協議・承認を受けて作業を進めること。

また、工程管理や、広報用ポスター及びチラシの作成など準備に係る諸連絡・確認を行うため、必要に応じて月1回程度、実行委員会との打合せを行うこと。

ウ 本業務の遂行に必要となる関係機関（出展者、施設の担当者及び関係官公署等一切）への説明・連絡調整は、実行委員会が行う場合を除き受託者が遺漏なく行うこと。

エ 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、受託者と実行委員会で協議し決定する。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

4 著作権等

(1) 著作権の帰属

委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、実行委員会に帰属するものとする。

(2) その他

印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。

また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を実行委員会に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限 イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県、宮城県、福島県又は東京都内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 実行委員会は、本業務の履行につき著しく不相当と認める場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

イ 実行委員会は、上記「(1) 再委託等の制限 イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認める場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

ウ 受託者は、上記ア又はイによる求めがあったときは、当該求めに係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、求めを受けた日から10日以内に、実行委員会に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として契約金額の支払いの完了をもって受託者から実行委員会に移転することとするが、その詳細は実行委員会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受注者は、個人情報の取扱いについて別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

6 連絡先・担当

事務局（岩手県復興防災部復興推進課）担当 福田

住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電 話：019-629-6945

メール：AJ0001@pref.iwate.jp

東日本大震災復興フォーラム 印刷物配布計画素案

送付先		送付先数	備 考
地域	都道府県		
東北	岩手県	22	
	宮城県	27	
	福島県	17	
	秋田県	1	
	山形県	1	
関東	東京都	20	うち 1 か所：B2ポスター1枚+A4チラシ10枚を1組にしたものを43組納品
	茨城県	1	
	栃木県	1	
	群馬県	1	
	埼玉県	1	
	千葉県	2	
	神奈川県	4	
甲信	長野県	1	
	静岡県	1	
合 計		100	

【参考】配布部数総数

B1ポスター：220部

B2ポスター：800部

B3横ポスター：3,040部

A4チラシ：14,000部